業 務 仕 様 書

1. 業務名

モエレ沼公園野球場園路床石修繕業務

2. 業務目的

モエレ沼公園野球場の新設工事において、工事用車両等の動線として活用した園路に鉄板養生を施したが、その影響で床石に錆の移着が発生した。本業務は、工事完了に伴う原状回復の一環として、当該箇所の床石に付着した錆の除去修繕を行うことを目的とする。

3. 履行場所

モエレ沼公園（札幌市東区モエレ沼公園617-1の内）

4. 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）

5. 作業期間

令和8年11月30日（月）までに作業を完了すること。

6. 業務内容

(1)　床石錆除去作業・・・約650㎡（130ｍ×５ｍ）

・錆抜き溶剤塗布、洗浄、バキューム、錆の浸食状況が酷い箇所は1㎜～2㎜程度ダイヤ研磨を行う。

特殊作業員６名×20日

・使用材料：錆抜き溶剤（中性）４L×20缶

※用途：石材全般、タイル、金属

成分：中性（「非イオン界面活性剤、陰イオン界面活性剤、チオグリコール酸アンモニウム 」）

研磨ダイヤモンドパッド15枚

〈注意事項〉

・公園利用者の動線となっているため、通行の支障にならないように作業をおこなうこと。

7. 産業廃棄物処理

(1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。

(2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が５年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

8. 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
完了時	写真帳 完了届	PDF形式で電子データも提出すること

※ 提出部数は原則各２部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を１部と、各施設別にまとめた完成図書を１部ずつ提出すること。

※ 担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※ 写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に掌握できるように撮影すること。

9. その他

(1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。

(2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。

(3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。

(4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書（令和４年版[令和４年5月改定]）」に基づき作業を行うこと。

(5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。

(6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。

(7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。